

学ぼう・みがこう 消費者力

消費者力検定講座第2講報告

開催日：2012年9月26日（水）10:00～12:30

会場：東京都生協連会館

参加人数：33名、講師・事務局4名 計37名

主催：東京都生協連消費者行政連絡会

協賛：東京都消費者月間協賛事業



司会 栗田 克紀
パルシステム東京職員

スケジュール

- 10:00 開会
- 10:05 講座(2) 契約
- 11:15 休憩
- 11:20 講座(3) サービス
- 12:25 事務連絡・閉会

本日の講師 可香 正子氏
(財)日本消費者協会・消費生活コンサルタント



可香 正子氏

契約

1. 消費生活と法律
2. 契約の基本的なルール

①契約の成立

口約束でも契約は守らなくてはならない。

②契約がなくなる時

- ・無効：契約が成立していない
- ・取り消し：成立した契約を取り消す
- ・解除：法定解除・クーリングオフ
約定期限解除・通信販売
合意解除・店舗での契約

3. 消費者契約法

- ・消費者契約法による契約の取消
- ・消費者契約法による条項の無効

4. 特定商取引法

- ・特定商取引法の改正ポイント
- ・取引形態とトラブル防止ルールと救済ルール

- ◆ 安易な契約をしないこと。契約は急がず慎重に考えて行うこと。



サービス

有形「商品」と無形「サービス」を私たちは利用している。

◎サービスの特徴

- ①形の無い契約である。
- ②契約時のイメージと実物が一致するとは限らない。

◎サービスの種類とポイント

- ①ネットショッピング(電商取引にはクーリングオフはないが返品可否・条件を表示する義務がある。)
- ②セキュリティ
- ③電気通信
- ④放送
- ⑤運送(引越し運送契約時の注意点)
- ⑥旅行
- ⑦司法(裁判員制度、法テラス)
- ⑧葬儀(墓地の使用権)
- ⑨成年後見制度
- ⑩介護保険制度
- ⑪医療サービス
- ⑫消費者行政(消費者生活センター)

消費者力を身につけることにより
自分のミスで失敗したときでも交渉することが
できる。あきらめないこと。